

国家公務員共済組合法附則第14条の3第1項の規定により行う交付事業及び共同事業に関する取扱いについて

昭和56年6月20日 蔵計第1742号
大蔵大臣から各共済組合代表者・国家公務員共済組合連合会理事長あて通知

最終改正 平成13年1月5日 蔵計第2873号

国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「令」という。）附則第8条第3項、第7項及び第9項の規定に基づき、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）附則第14条の3第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の短期給付（法第52条に規定する短期給付を除く。）の掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業（以下「交付事業」という。）及び組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当であると認められるもの（以下「共同事業」という。）に関し必要な事項について下記のとおり定めたので通知する。

記

第一 財務大臣が定める率

- 1 令附則第8条第1項に規定する財務大臣が定める率は、1000分の47.5とする。
- 2 令附則第8条第3項に規定する財務大臣が定める率は、1000分の47.5とする。

第二 預託基準

- 1 組合は、令附則第8条第8項の規定により、前事業年度の末日において短期経理に積み立てられた支払準備金の2分の1に相当する金額（100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を預託金として連合会に預託しなければならない。
- 2 前記1の場合において、現に連合会に預託されている当該組合の預託金の額が当該組合が預託すべき預託金の額より少ないときは、組合は、その差額に相当する金額を現金により連合会に預託するものとし、現に連合会に預託されている当該組合の預託金の額が当該組合に預託すべき預託金の額より多いときは、連合会は、その差額に相当する金額を現金により払戻しするものとする。この場合における当該預託及び払戻しは、当該事業年度の8月末日（同日が土曜日である場合にはその前日とし、日曜日である場合には、その前々日とする。）において行うものとする。

第三 特別拠出金の管理

- 1 連合会は、令附則第8条第4項の規定により、毎月、組合から連合会に払い込まれた特別拠出金（法附則第14条の3第2項に規定する特別拠出金をいう。以下同じ。）を、他の資金と区分して管理しなければならない。
- 2 連合会は、組合ごとに特別拠出金の管理を行わなければならない。

第四 預託金の管理及び運用

- 1 連合会は、預託金の運用については、他の資金の運用と区分しなければならない。
- 2 連合会は、組合ごとに預託金を管理しなければならない。
- 3 連合会は、毎事業年度の末日その他預託金の額に変更があつた日において、預託金残高証明を発行しなければならない。
- 4 組合は、前記3の規定にかかわらず、必要に応じ預託金残高証明の発行を連合会に求めることができる。

第五 交付金

- 1 令附則第 8 条第 1 項の規定により交付する交付金(以下「交付金」という。)の額は、当該交付金の交付を受ける組合の所要掛金率(令附則第 8 条第 1 項に規定する所要掛金率をいう。)を基礎として徴収すべきこととなる当該事業年度の掛金(任意継続組合員にあっては任意継続掛金のうち当該徴収すべきこととなる掛金に相当する部分の金額。以下この第五において同じ。)の総額から基準掛金率(第一の 1 に規定する率をいう。)を基礎として徴収する当該事業年度の掛金の総額を控除した額とする。
- 2 前記 1 の交付金の額のうち令附則第 8 条第 3 項の額に相当する金額は、特別拠出金をもって充てるものとする。

第六 交付金の交付対象組合の承認

- 1 令附則第 8 条第 1 項の規定による交付金の交付を受けようとする組合は、当該交付金の交付を受ける事業年度が開始する年の 3 月 25 日までにあらかじめ財務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前記 1 の承認をしたときは、その旨を当該組合及び連合会に通知するものとする。

第七 交付金の交付

- 1 交付金は、当該交付金の交付を受ける組合の申請に基づいて、連合会理事長が交付する。
- 2 交付金は、当該交付金の交付を受ける組合の財政状況に応じ、当該事業年度に徴収した掛金に係る第三の規定の例により計算した交付金の額(当該事業年度の交付金として交付した金額があるときは、その金額を控除した額)の範囲内において概算交付することができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。
- 3 交付金の交付を受けた組合は、当該事業年度の 3 月 25 日までに、短期給付に係る事業に関する報告を連合会理事長に提出するものとし、連合会理事長は、当該報告に基づき財務大臣の承認を受けて当該事業年度における交付金の額の確定を行わなければならない。この場合において、交付金の使途を明らかにして当該報告を提出しなければならない。
- 4 連合会は、概算交付、精算及び額の確定を行う場合において、交付金の額のうち特別拠出金をもって充てられる額に相当する金額については、当該金額を区分しておかなければならない。

第八 共同事業

令附則第 8 条第 2 項の規定により行う共同事業は、連合会が財務大臣の承認を得て定める国家公務員共済組合連合会共同事業実施要領(以下「要領」という。)に基づく事業とする。

第九 共同事業に要する費用(以下「共同事業費」という。)の交付

- 1 組合は、共同事業を実施する場合においては、要領に基づいて共同事業費の申請を行うものとし、連合会理事長は、当該共同事業費の交付を受けようとする組合の申請に基づいて、予算の範囲内において交付額を決定する。
- 2 共同事業費は、連合会が各組合に対して決定した共同事業費の範囲内で、概算交付することができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。
- 3 共同事業費の交付を受けた組合は、当該事業年度終了後又は当該事業を廃止した日から 30 日以内に要領に基づく報告を連合会理事長に提出するものとし、連合会理事長は、当該報告に基づき、当該事業年度における共同事業費の額の確定を行わなければならない。

第十 預託金に係る運用収入の還付

- 1 毎事業年度において、連合会理事長は、第二の 1 の規定に基づき預託された預託金に係る運用収入から当該運用収入を財源とする次に掲げる金額の合計額を控除してなお残額があるときは、当該金額の範囲内で還付することができる。

- (1) 交付金として交付する金額
 - (2) 共同事業費に充てる金額
 - (3) 不足金補填積立金の積立予定額
 - (4) その他交付事業及び共同事業の運営のために必要な費用
- 2 前記 1 の規定により還付する場合の各組合に還付する還付金の額は、各組合の預託金の預託額及び預託期間に応じ組合ごとに計算した額とする。

第十一 事業運営委員会

- 1 交付事業及び共同事業の適正な運営に資するため、連合会に事業運営委員会を置く。
- 2 事業運営委員会は、委員 6 人以内で組織する。
- 3 委員は、組合（交付金の交付を受ける組合を除く。以下この 3 において同じ。）を代表する組合員（その組合の事務に従事する者でその組合に係る各省各庁（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する各省各庁をいう。）について設けられた他の組合の組合員であるものを含む。）のうちから、各組合の代表者の推薦により連合会理事長が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。
- 5 次に掲げる事項は、事業運営委員会の議を経なければならない。
 - (1) 交付事業及び共同事業に関する毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - (2) 交付事業及び共同事業に関する運営規則の変更
 - (3) 交付金の交付に関する事項
 - (4) 共同事業に関する重要事項
 - (5) その他交付事業に関する重要事項
- 6 事業運営委員会は、交付金の交付を受ける組合に対しては当該組合の短期給付、共同事業費を受ける組合に対しては当該組合の共同事業につき必要に応じその状況等を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

第十二 運営規則

- 1 連合会理事長は、交付事業及び共同事業に関する業務を執行するために必要な事項について、運営規則を定めるものとする。
- 2 連合会理事長は、運営規則を定め、又は変更する場合にはあらかじめ財務大臣に協議しなければならない。
- 3 運営規則には、次の事項を定めなければならない。
 - (1) 預託金の特別拠出金の管理並びに受入れ、管理及び運用その他財務に関する事項
 - (2) 交付金及び共同事業費の交付の方法に関する事項
 - (3) 事業運営委員会に関する事項
 - (4) その他業務の執行に関し必要な事項

附 則(昭和 5 9 年 4 月 1 日蔵計第 8 6 7 号)

- 1 この改正は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第一の 1 の規定により国家公務員等共済組合法(昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)第 1 1 6 条第 5 項に規定する公共企業体の組合が新たに連合会に預託すべき金額の預託は、現金により、昭和 5 9 年 8 月末日において行うものとする。
- 3 改正後の第五の 2 の規定により、昭和 5 9 年 4 月 1 日以後において新たに増員される委員の任期は、改正後の第五の 4 の規定にかかわらず、昭和 6 0 年 9 月 3 0 日とする。
- 4 改正前の第一の 1 の (2) の規定により連合会に預託されている不足金補てん積立金に係る預託金(以下「積立金預託金」という。)は、昭和 5 9 年 8 月末日において連合会が現金に

より国家公務員等共済組合(以下「組合」という。)に払戻しをするものとする。

- 5 前項4の積立金預託金に係る運用収入で、当該運用収入について改正前の第六の2の規定の例により計算した昭和59年度の末日における還付金の額があるときは、改正前の第六の3の規定の例により当該金額を組合に還付するものとする。